

任期付職員の採用について

職種	内閣官房子ども家庭庁設置法案等準備室任期付職員
職務の内容及び待遇等	<p>1. 職務内容</p> <p>子ども家庭庁（仮称）では、就学前のこどもの健やかな成長のための環境確保等を所掌し、いずれの施設にも通っていない乳幼児を含む、就学前の全てのこどもの育ちの保障を担うこととしている。</p> <p>今後、幼稚園、保育所、認定子ども園、家庭、地域を含めた、政府内の取り組みを主導するため、就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）を閣議決定することとしており、当該指針に関する企画・立案及び関係省庁や関係者との調整を行うとともに、これら就学前施設における幼児教育・保育の質の向上に資する政策の企画・立案、実施を行う。</p> <p>2. 待遇等</p> <p>(1) 採用形態</p> <p>一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、常勤の国家公務員として採用します。</p> <p>(2) 採用予定官職</p> <p>内閣事務官（主査級）</p> <p>※これまでの経歴等によっては、実際の発令が異なる場合があります。</p> <p>(3) 給与</p> <p>給与については、任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき、これまでの経歴等を考慮して決定します。</p> <p>(4) 勤務時間・休暇等</p> <ul style="list-style-type: none">・勤務時間：午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分（昼休み 1 時間を含む。土、日、休日を除く。）・休暇：年次休暇 20 日（年の途中で新たに職員となった場合には、その年の在職期間に応じて決定。20 日を限度に翌年に繰越可。）、特別休暇、病気休暇、介護休暇 <p>(5) その他</p> <ul style="list-style-type: none">・ 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）等に基づき、兼業に当たっては制限があります。また、業務上知りえた情報について守秘義務が課されることとなります。・ 厚生労働省又は内閣府の子ども家庭庁（仮称）と関係する部署に併任となり、厚生労働省又は内閣府の事務を行う場合があります。
求める人材	<ul style="list-style-type: none">・ 子ども家庭庁（仮称）において、就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）の検討のため、幼稚園、保育所又は認定子ども園（以下「幼稚園等」という。）の幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定子ども園・教育保育要領に精通していること。

【勤務地：東京都千代田区】

	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園等において、幼稚園教諭、保育士又は保育教諭としての勤務経験、若しくはこれらの施設の運営に携わる事務職員としての勤務経験が10年程度もしくはそれ以上の期間を有する者。
採用予定人数	3名
採用予定期間	令和4年6月1日～令和6年3月31日まで (こども家庭庁(仮称)が発足した場合には転任することとなります。) (職務の状況によっては任期の更新等もあり得ます。)
応募資格	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大学卒業又は同等の学歴を有することが望ましい 2. 公的機関等において、上記「求める人材」に記載された実務経験等を有すること 3. 幼稚園教諭、保育士のいずれかの資格を有していること(いずれも所有していることが望ましい。) 4. 当該採用期間にわたり継続して勤務が可能な者 5. 日本国籍を有する者 <p>なお、次のいずれかに該当する者は、今回の募集に応募できません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 日本国籍を有しない者 (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者 (3) 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (5) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)
選考方法	<p>一次選考：書類審査、二次選考：面接</p> <p>※書類審査の結果、二次選考(面接)を行うこととなった方のみ二次選考の日時・場所等を1週間以内にご連絡いたします。</p>
応募受付期間	令和4年4月1日(金)必着
問い合わせ先	<p>人事担当 中瀬、荒田、河井</p> <p>電話：03-6550-8935</p> <p>E-mail：kodomoseisakusuishin.b3h@cas.go.jp</p>
応募要領	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応募方法 下記提出書類を担当あて郵送(応募締切日必着)してください。(応募書類は返却いたしません。なお、応募書類に記載された個人情報につきましては、本採用に関する手続き以外の目的には使用いたしません。) 2. 提出書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 一次選考(書類審査) <ol style="list-style-type: none"> ① 履歴書(市販の用紙で可) ※写真貼付 ② 「応募資格」3で記載している資格を証明する書類の写し

【勤務地：東京都千代田区】

	<p>③ 志望理由をまとめたもの (A4 横書)</p> <p>④ これまでに従事した業務の内容を具体的にまとめたもの (A4 横書)</p> <p>(注) 専門知識、経験に関する資料、資格に関する証明書類があれば、写しをご提出ください。</p> <p>(2) 二次選考 (書類選考により面接の連絡を受けた者)</p> <p>① 戸籍謄本 1 通 (発行日から 3 ヶ月以内のもの)</p> <p>② 卒業 (修了) 証明書 (大学・大学院等)</p> <p>3. 提出先</p> <p>〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1</p> <p>内閣官房子ども家庭庁設置法案等準備室 人事担当</p>
備考	<p>1. 現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から原則退職する必要があります。(休職は不可)</p> <p>2. 採用内定者には、健康診断を受診 (自己負担により任意の医療機関で実施) していただきます。</p>